## 第40回 電力・ガス取引監視等委員会

## 議事録

日 時: 平成 28 年 7 月 5 日(火)14:00~14:30

場 所:経済産業省 本館2階西8共用会議室

## 議題

- (1) 電力の小売営業に関する指針の改訂案のパブリックコメントの結果について
- (2) 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

○八田委員長 それでは、定刻になりましたので、第40回電力・ガス取引監視等委員会 をただいまから開催させていただきます。

本日は2部に分かれておりまして、ただいま第1部でございます。

本日の議題は、議事次第にありますように、電力の小売営業に関する指針の改訂案のパブリックコメントの結果について、2番目は広域機関の業務規程、送配電業務指針変更に係る意見聴取への回答についての2つです。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議題の1つ目、電力の小売営業に関する指針の改訂案のパブリックコメントの結果について、資料に基づいて佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長 よろしくお願いいたします。資料で、通し番号で4ページ目に一枚紙を用意させていただいております。電力の小売営業に関する指針でございますけれども、本年1月に制定したものでございます。4月の全面自由化の前後の状況とか、制度設計専門会合における議論を踏まえまして改訂案を策定して、本年6月1日から30日までパブリックコメントに付していたところでございます。30日に締め切りまして、合計で32通のご意見をいただいたということになっております。

現在、事務局で中身について精査しているところでありまして、いただいたご意見を踏まえて改正案の修正が必要かどうかというところを検討させていただいております。後日、いただいたコメントに対する回答も含めて整理いたしまして、改めて経産大臣への建議について皆様方にご議論いただきたいということでございます。

本日は、そういう意味では、まだ中身を精査中でございますけれども、途中経過という

ことで恐縮ですが、ご報告させていただきます。 以上です。

- ○八田委員長 どうもありがとうございました。それで、今のお話に関して何かご意見とかご質問はございますか。
- ○新川総務課長 パブリックコメントにつきましては、件数に応じて精査期間を置かなければいけないと規定されているかと思いますけれども、32通いただいたことで何日置かなければいけないのでしょうか。
- ○佐合取引監視課長 少なくとも4日間置かなくてはいかんということなのですけれど も、今回、そういう意味では、営業日ベースでいうとまだ2日という状況でもありますの で、少し中身をしっかりと精査させていただくということから、もう少しお時間をいただ いているという状況でございます。
- ○新川総務課長 ありがとうございます。パブリックコメントの中には非常にいいコメントもあると思いますので、ぜひよく精査していただければと思います。よろしくお願いいたします。
- ○八田委員長 ほかにご意見ございませんか。――それでは、これについては次回に議 論させていただきたいと思いますので、それまでに精査をよろしくお願いいたします。

それでは、議題の2つ目です。広域機関の業務規程及び送配電業務指針変更に係る意見 聴取への回答について、資料3に基づいて恒藤課長よりお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 資料4の5ページでございます。6月10日付で広域 機関より経済産業大臣に対しまして、業務規程及び送配電業務指針の変更につきまして、 認可申請がございました。これにつきまして、大臣から当委員会に対しまして意見の求め があったというものでございます。

その下、1. でございますが、手続といたしましては、広域機関が業務規程、あるいは 送配電等業務指針を変更しようとする際には、電気事業法に基づきまして、経済産業大臣 の認可を受けなければならないとなっているものでございますが、その認可に当たりまし ては、大臣は本委員会に意見を聞くという制度になっているわけでございます。

今回申請がありました変更は、業務規程と指針にそれぞれ分けて後ろに資料として添付されてございます。主な内容といたしましては、1点目、最後ページに戻りますが、地域間連系線の運用に当たりまして、電力系統の緊急時等に備え、広域機関が管理する容量でございますマージンの定義を変更するという点。それから、連系線整備費用負担者の容量

登録の扱いについての記載を追記する。それから、資源エネルギー庁が出しております系統情報公表の考え方が変更になってございますので、それに伴う変更というのが大きな点でございまして、それ以外に幾つか形式的な修正をしたいという変更の申請でございます。これにつきましては、全て事務局で今回申請のありました変更内容につきまして、適正な電力の確保という観点から評価をいたしましたところ、いずれの変更内容についても特段の問題はないと事務局としては評価してございます。ということで、委員会としては、本件の申請について認可を行うことに異論はないという回答をしてはどうかと事務局として考えてございます。

回答の案につきまして6ページが1点、指針の改定についての当委員会からの回答案も 14ページにつけてございます。異存はないという回答で案をつくらせていただいておりま す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○八田委員長 ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。林委員。
- ○林委員 ご報告どうもありがとうございました。これで全く問題ないと思っていまして、あと、特にマージンの定義ということで、今回新しく電力市場取引の環境整備のためにということがしっかり入っておりますので、まさに我々委員会にとっても非常に大事な文言がマージンの定義で入ったということは非常に重要なことだと思っています。そういう意味でも今回のは問題ないと思っております。

以上です。

- ○八田委員長 どうぞ、稲垣委員。
- ○稲垣委員 資料4-3の変更前後比較対象表の第2条2項18号なのですが、「もしくは」と「または」という言葉の使い方なのだけれども、趣旨としては、受給し安定に保つため、それから、環境整備のため、3つの要素をそれぞれ独立して考慮するということはなくて、3者を統一してというか、このうち1つだけを考慮する、あるいは一部だけを考慮して管理する容量という解釈ではなくて、全体を考慮して管理するという趣旨ですね。
- ○恒藤ネットワーク事業課長 大きな意味としてはそのとおりでございます。
- ○八田委員長 ほかにはございませんか。――基本的には、今のマージンの定義を市場 取引に拡大したことによっていろいろできた変更だと思います。ほかにご意義がございま せんようでしたらば、資料4-4に基づいてご説明いただいた案のとおり、異存がない旨、

経済産業大臣宛に回答を行うことにいたしたいと思います。

それでは、本日資料4-1及び4-4のとおりに回答したいと思います。

それでは、一応本日予定していた議事は以上ですけれども、ほかにございませんでしょうか。——ないようでしたら、事務局から連絡事項はありますか。

- ○新川総務課長 ありがとうございました。第2部につきましては、準備が整い次第、 開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ○八田委員長 ありがとうございました。これで第1部を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——